

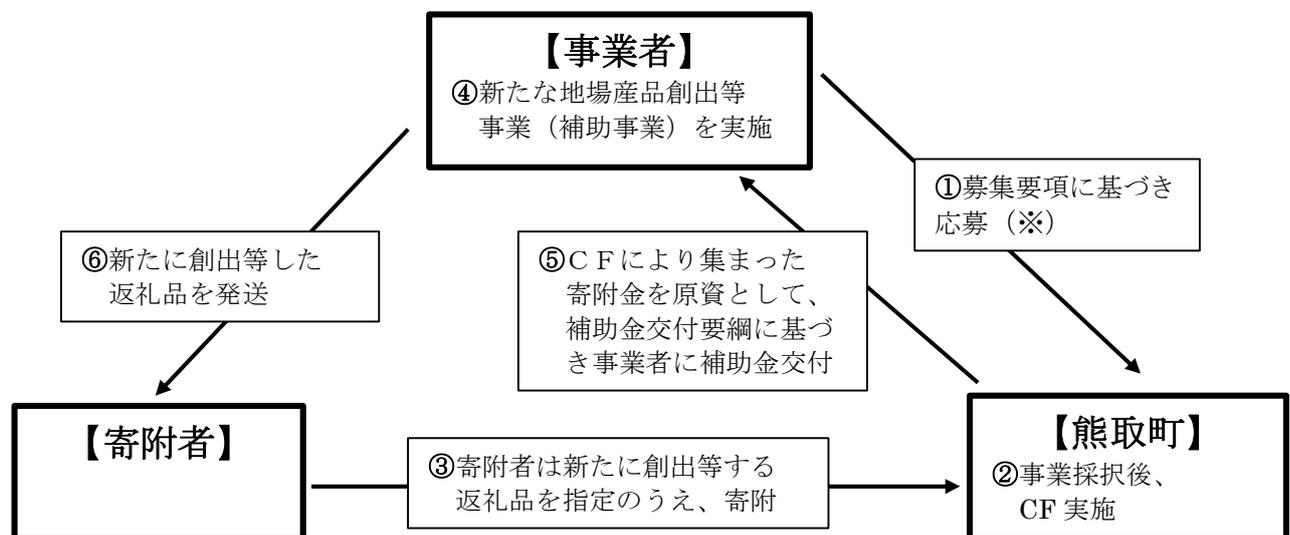
## ふるさと納税制度のさらなる推進に向けた取組について

### 1. 取組の概要

ふるさと納税の返礼品創出に向け、「新たな地場産品の創出または既存の地場産品の生産強化等」（以下、「新たな地場産品の創出等」という。）を推進し、寄附受入額の増加を図るため、ふるさと納税ポータルサイトを通じたクラウドファンディング（以下、「CF」という。）により集まった寄附金を原資とする補助金制度を創設する（一般財源は原資としない。）

#### 【地場産品】

ふるさと納税返礼品の「地場産品基準」に適合するものとして、地域内において生産、製造または加工される製品や提供されるサービスとする。なお、加工される製品については、町内で生産されたものを町外で加工する場合を含む。



※事業者提案は随時募集し、新たに創出等される地場産品が、ふるさと納税の「地場産品基準」に適合するか等を審査する。

事業採択にあたり、「地場産品基準」に適合するか、総務省への定期的な申請（4・7・10・1月）における確認後に事業採択する。



(1) 補助対象者の主な要件

町内に事業所等を有し、又は開設を予定する者で、町のふるさと納税の返礼品として登録する意  
思を有する者は、広く補助対象者とする。ただし、CF 寄附額が目標に達しなかった場合でも、補助  
事業を実施する者に限る。

(2) 補助対象事業・補助対象経費

【補助対象事業】 ①新たな地場産品の創出（町外からの企業誘致、町内事業者による新たな取組等）  
②既存の地場産品の生産強化等

【補助対象経費】 上記①②に係る経費は幅広く補助対象とする。（工場建設費、設備取得費、備品購入  
費、委託費等）

(3) CF の対象返礼品

新たに創出等する返礼品又は補助金の原資となる寄附を集めやすくするため、同一事業者で既存  
の返礼品がある場合は、当該既存返礼品も対象にする。

【同一事業者の既存返礼品を対象にする理由】

- ①新たに創出する返礼品については、寄附者へ送付するまでに一定時間が必要になるため、寄附が  
集まりにくい可能性がある。
- ②事業者にとっては、交付される補助金額を増やすことができる可能性を高めることで、補助事業  
に取り組みやすくなる。

(4) 補助率・補助上限額

補助率：10分の5・補助上限額＝補助対象経費

※補助対象経費の2倍の額をCF 目標額とし、寄附実績額に応じて補助金額を決定する。

パターン① 補助対象経費100万円、CF 目標額200万円 → 寄附実績額200万円の場合

寄附実績額200万円	
補助金額100万円	経費（返礼品、ポータル利用料等）100万円

パターン② 補助対象経費100万円、CF 目標額200万円 → 寄附実績額50万円の場合

寄附実績額50万円		
補助金額 25万円	事業者負担75万円	経費（返礼品、ポータル利用料等）25万円

※CF 目標額に達しなかった場合も、寄附実績額に応じて補助金を交付する。事業者は、補助対象経  
費と補助金の差額分を自己資金で補完し、必ず事業を実施する。

パターン③ 補助対象経費100万円、CF 目標額200万円 → 寄附実績額300万円の場合

寄附実績額300万円		
補助金額100万円	経費（返礼品、ポータルサイト利用料等） 150万円	町の手元に残るお金 50万円

※寄附実績額がCF 目標額を上回った場合、寄附実績額から経費の1/2を差し引いた上で、補助金  
額を除いた額が町に残る。